資料 21

相模原市公契約条例施行規則

平成２３年１２月２６日
規則第７６号

(趣旨)

第１条　この規則は、相模原市公契約条例(平成２３年相模原市条例第２９号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬)

第２条　条例第６条の規則で定める賃金又は請負代金は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める賃金又は請負代金とする。

（１）条例第６条第１号アに規定する者　同号に規定する対象工事請負契約(以下「対象工事請負契約」という。)に係る作業に従事したものとして支払われる賃金のうち、基本給、家族手当、通勤手当、労働基準法(昭和２２年法律第４９号)第３７条第１項及び第４項の割増賃金その他市長が定めるもの

（２）条例第６条第１号イに規定する者　対象工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

（３）条例第６条第２号に規定する者　同号に規定する対象業務委託契約等(以下「対象業務委託契約等」という。)に係る作業に従事したものとして支払われる賃金のうち、労働基準法第３７条第５項の規定により同条第１項及び第４項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を除いたもの

(契約の範囲)

第３条　条例第６条第２号及び第１１条第２号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、市長が特別の理由があると認める契約を除く。

（１）庁舎その他の建物及びその附帯施設(これらの敷地を含む。)の警備業務(警備業法(昭和４７年法律第１１７号)第２条第５項に規定する機械警備業務を除く。)、清掃業務、設備運転監視業務又は案内業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約

（２）給食(受注者の調理場で調理を行う給食を除く。)の調理業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約

（３）データ入力業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
（４）窓口受付業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
（５）前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する業務をその一部に含む業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約

(台帳の記載事項)

第４条　条例第８条第１号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）条例第６条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)に労働報酬が支払われるべき日
（２）対象労働者に係る条例第６条に規定する労働報酬下限額
（３）対象労働者に係る条例第８条第５号の規則で定める方法により算定する時間数
（４）対象労働者に係る条例第８条第５号に規定する基準額
（５）対象労働者に支払われた労働報酬の額
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(従事した時間数の算定方法)

第５条　条例第８条第５号の規則で定める方法は、労働報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数(以下「割増時間数」という。)を加算する方法とする。
（１）１日について８時間を超えて対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に１００分の２５を乗じて得た時間数
（２）休日において対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に１００分の３５を乗じて得た時間数
（３）午後１０時から午前５時までの間に対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に１００分の２５を乗じて得た時間数
２　対象工事請負契約又は対象業務委託契約等に係る作業に従事した時間数に割増時間数を加算して得た時間数に１時間未満の端数が生じたときは、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。

(条例第８条第５号に規定する規則で定める期間)

第６条　条例第８条第５号の規則で定める期間は、１４日とする。

(公表する事項)

第７条　条例第８条第９号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）対象工事請負契約又は対象業務委託契約等の名称

（２）対象工事請負契約又は対象業務委託契約等の締結日

（３）受注者の住所又は主たる事務所の所在地

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(身分証明書)

第８条　条例第１０条第３項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(出資法人等)

第９条　条例第１２条の規則で定める出資法人等は、別表に定めるものとする。

(委任)

第１０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条(条例第６条第２号に係る部分に限る。)の規定は、同年１月１日から施行する。

附　則(平成２４年４月１日規則第６７号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年２月１５日規則第６号)

(施行期日)

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　改正後の第３条の規定は、この規則の施行の日以後に公告し、又は通知する対象業務委託契約(相模原市公契約条例(平成２３年相模原市条例第２９号)第６条第２号に規定する対象業務委託契約をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に公告し、又は通知する対象業務委託契約については、なお従前の例による。

附　則(平成２５年３月１日規則第１６号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年３月２９日規則第３５号)

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則(平成２６年４月１日規則第６０号)

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則(平成２６年１２月２４日規則第１２０号)

(施行期日)

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第３条(相模原市公契約条例(平成２３年相模原市条例第２９号。以下「条例」という。)第６条第２号に係る部分に限る。)から第７条までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告し、又は通知する相模原市公契約条例の一部を改正する条例(平成２６年相模原市条例第６９号。以下「改正条例」という。)による改正後の条例(以下「新条例」という。)第６条第１号に規定する対象工事請負契約及び同条第２号に規定する対象業務委託契約等について適用し、施行日前に公告し、又は通知した改正条例による改正前の条例第６条第１号に規定する対象工事請負契約及び同条第２号に規定する対象業務委託契約については、なお従前の例による。

3　改正後の第３条(条例第１１条第２号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に指定管理者(新条例第１１条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用し、施行日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行った公の施設の管理については、なお従前の例による。

別表(第９条関係)

名称
相模原市土地開発公社
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人相模原市健康福祉財団
公益財団法人相模原市産業振興財団
公益財団法人相模原市民文化財団
公益財団法人相模原市体育協会
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
公益社団法人相模原市シルバー人材センター
公益社団法人相模原市防災協会
一般社団法人相模原市観光協会
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
株式会社さがみはら産業創造センター

（様式については、記載を省略する。）

名称

相模原市土地開発公社

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター

公益財団法人相模原市健康福祉財団

公益財団法人相模原市産業振興財団

公益財団法人相模原市民文化財団

公益財団法人相模原市体育協会

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

公益社団法人相模原市シルバー人材センター

公益社団法人相模原市防災協会

一般社団法人相模原市観光協会

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

株式会社さがみはら産業創造センター